

企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」等の概要

(前) ASBJ 専門研究員 すずき かずひと
鈴木 和仁

I. はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2019年7月4日に、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等（以下「本会計基準等」という。）を公表¹した。本稿では、本会計基準等の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことを、あらかじめ申し添える。

II. 本会計基準等公表の経緯

我が国においては、金融商品などで時価を算定することが求められているものの、これまで、当該時価の算定方法に関する詳細なガイダンスは定められていなかった。一方、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）や米国会計基準では、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めている。また、IFRS及び米国会計基準では、公正価値に関する開示も定めているが、我が国の会計基準では、これらの多くを要求していなかった。

これらの状況を踏まえ、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、国際的

な会計基準との整合性を図る取組みに着手し、公表されたのが本会計基準等である。

なお、本会計基準等は、2019年1月18日に公表した企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等（以下「公開草案」という。）に対して寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正した上で、公表するに至ったものである。

III. 本会計基準等の概要

1. 開発の基本的な方針等

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）の開発にあたっては、時価の統一的な算定方法を定めることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号「公正価値測定」（以下「IFRS第13号」という。）の定めを基本的にすべて取り入れている。ただし、我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、その他の取扱いを定めることを検討した結果、後述の第三者から入手した相場価格の利用について、その他の取扱いが定められている。

なお、IFRS第13号では「公正価値」とい

1 本会計基準等の全文については、ASBJのウェブサイト (https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2019/2019-0704.html) を参照のこと。

う用語が用いられているのに対し、時価算定会計基準では、我が国における他の関連諸法規において広く用いられていること等を考慮して、「時価」という用語を用いている。しかし、「公正価値」と「時価」の内容に差異はない。

このように、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとしたが、その適用対象には差異がある。IFRS 第 13 号は、一部を除き公正価値測定又は公正価値測定に関する開示が要求されている場合に適用されるが、時価算定会計基準は、金融商品とトレーディング目的の棚卸資産を適用対象としている。さらに、金融商品においても、IFRS 第 13 号はリース取引を対象外としているが、時価算定会計基準では金融商品となるリース債権債務が適用対象となるなど、差異が生じている。

2. 日本公認会計士協会との連携

本会計基準等の公表と同時に、日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）から、「会計制度委員会報告第 14 号『金融商品会計に関する実務指針』、金融商品会計に関する Q&A 及び同 4 号『外貨建取引等の会計処理に関する実務指針』の改正について」（以下「改正金融商品実務指針等」という。）が公表²されている。

本会計基準等の内容は JICPA の実務指針等にも影響するため、ASBJ にて内容を検討の上、JICPA に改正を依頼した。改正金融商品実務指針等は、当該依頼を踏まえ、公表されたものである。

3. 時価の算定に関するガイダンス

(1) 時価の定義

時価算定会計基準における「時価」は、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行わ

れると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。よって、「時価」は、直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格であり、入口価格（交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格）ではない。

(2) 時価の算定方法

時価はインプットと評価技法を用いて算定することとされている。状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いることが求められるが、評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にしなければならない。ここで、インプットとは、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定（時価の算定に固有のリスクに関する仮定を含む。）をいう。

時価の算定に用いるインプットには、優先順位が設けられており、レベル 1 のインプットが最も優先順位が高く、レベル 3 のインプットが最も優先順位が低い。

- ① レベル 1 のインプットとは、時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないもの
- ② レベル 2 のインプットとは、資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル 1 のインプット以外のインプット
- ③ レベル 3 のインプットとは、資産又は負債について観察できないインプット

² 改正金融商品実務指針等の全文については、JICPA のウェブサイト (https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190704ejj.html) を参照のこと。

(3) 期末前1か月の平均価額に関する定め の削除

改正前の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、その他有価証券の決算時の時価について、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできるとされていた。しかし、上述のとおり、算定日における価格であると時価の定義を変更したことに伴い、当該期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額は、新しい時価の定義を満たさないことから、当該取扱いが削除されている。

ただし、その他有価証券の減損を行うか否かの判断においては、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる取扱いが踏襲されている。なお、この場合であっても、減損損失の算定には算定日の時価を用いることに留意が必要である。

また、改正前の規定では、外貨建その他有価証券の換算において、決算時の時価として期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いる場合には、原則として期末前1か月間の平均相場により換算することとしているが、上記取扱いに併せ、当該換算の取扱いも削除されている。

(4) 第三者から入手した相場価格の利用

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）では、取引相手の金融機関、ブローカー、情報バンダー等の第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができるものとしている。

時価算定適用指針では、この取扱いに併せて、当該判断にあたって実施する手続を参考の

ため例示している。ただし、これらの手続はあくまで例示であって、各企業が状況に応じて適切な手続を実施することが必要である。

なお、第三者から入手した相場価格の利用については、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、次のその他の取扱いが定められている。

総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団又は企業（以下「企業集団等」という。）以外の企業集団等においては、第三者が客観的に信頼性のある者で企業集団等から独立した者であり、公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合で、かつ、レベル2の時価に属すると判断される場合には、次のデリバティブ取引については、当該第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができるとしている。

- ① インプットである金利がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ
- ② インプットである所定の通貨の先物為替相場がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である為替予約又は通貨スワップ

(5) 時価を把握することが極めて困難な有価証券等の取扱い

改正前の金融商品会計基準では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の貸借対照表価額は、社債その他の債券については債権の貸借対照表価額に準ずるものとし、社債その他の債券以外については取得原価とするとの定めがあった。同様に、デリバティブ取引についても時価を把握することが極めて困難と認められる場合には取得原価をもって貸借対照

表価額とすることができるものとされていた。

これに対し、時価算定会計基準においては、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットに基づき時価を算定することとしており、このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難な有価証券等は想定されないと考えられたことから、金融商品会計基準における当該定めが削除されている。また、改正前のJICPAの会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）では、金融資産・負債の消滅時に残存部分や新たな資産・負債の時価を合理的に測定できない場合の取扱いが規定されているが、同様に、改正金融商品実務指針等において当該取扱いが削除されている。

ただし、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能だとしても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いを維持している。

なお、公開草案においては、組合等の構成資産が主に市場価格のない株式等である場合の組合出資も市場価格のない株式等に含めていたが、当該組合等への出資は時価をもって貸借対照表価額とするものではないとの意見を踏まえ、市場価格のない株式等から除外している。ただし、時価の注記に関しては、後述のとおり経過措置を設けている。

(6) 投資信託の時価に関する経過措置

投資信託の時価の算定に関する検討については、関係者との協議等に、一定の期間が必要と考えられた。そのため、時価算定会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正することとしている。

当該改正を行うまでの間の経過措置として、投資信託（受益証券及び投資証券）の時価は、改正前の金融商品実務指針の第62項の取扱いを踏襲し、取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が存在する場合には当該価格とし、当該価格が存在しない場合には投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカーから入手する評価価格又は情報ベンダーから入手する評価価格とすることができるものとした。

なお、当該経過措置を適用する場合の投資信託の時価のレベル別開示について、公開草案では便宜的な取扱いを提案していたが、便宜的な取扱いは実務上の混乱を生じるおそれがある等の公開草案へ寄せられた意見を踏まえ、当該便宜的な取扱いは削除し、経過措置を適用する場合には時価のレベル別開示を不要とした。

(7) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価注記に関する経過措置

前述(5)のとおり、組合等への出資については、時価をもって貸借対照表価額とはしないものの、組合等の財産の持分相当額を純額で出資金（又は有価証券）として計上している場合には、時価の注記の対象となる。しかし、組合等への出資についても、投資信託と同様の論点が生じ得るとの意見が聞かれたことから、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価注記について経過措置を設け、上記(6)の投資信託の取扱いを改正する際に組合等への出資の時価の取扱いも明らかにすることとし、経過措置を適用する場合には、時価の注記を不要とした。

4. 開示

改正後の企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）で

は、国際的な会計基準との整合性を図ることを目的に、IFRS 第 13 号における開示事項の多くを導入している。

具体的には、全般的な開示として、時価のレベルごとの残高、時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明の注記が求められている。また、貸借対照表において時価評価される金融商品の時価がレベル 3 に分類される場合には、これらに加えて、重要な観察できないインプットに関する定量的情報、レベル 3 の時価に分類される金融資産・負債の期首残高から期末残高への調整表、レベル 3 の時価についての企業の評価プロセスの説明、観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明の注記が求められている。

一方で、IFRS 第 13 号では上記の開示項目に加えて、次の項目についても注記を求めているものの、金融商品時価開示適用指針では、財務諸表作成のコストと情報の有用性を比較考量した結果、導入しないこととした。

- ① レベル 1 の時価とレベル 2 の時価との間すべての振替額及びその振替の理由
- ② レベル 3 の時価について観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の定量的影響

また、期首残高から期末残高への調整表については、作成コストと有用性のバランスの観点から、購入・売却・発行及び決済の額については、これらの純額で記載することも認めている。

5. 適用時期等

(1) 適用時期

本会計基準等は、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される。

なお、早期適用も可能であり、この場合、2020 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及

び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から、もしくは、2020 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。

適用時期については、公開草案に対して、システム開発やプロセスの整備運用など十分な準備期間が必要であるとの意見や原則ベースの定めが多いため実務における適用方法の検討に時間を要するなどの意見が聞かれたことを考慮し、公開草案よりも適用時期を遅らせている。

(2) 経過措置

① 時価算定会計基準及び時価算定適用指針（時価算定のガイダンス）

時価算定会計基準及び時価算定適用指針が定める新たな会計方針を、将来にむかって適用する。

ただし、時価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利用しなければならない定めなど、時価算定会計基準及び時価算定適用指針の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、当該変更による影響額を分離することができるときは、当該会計方針の変更による影響部分を過去の期間のすべてに遡及適用することができる。

この場合でも、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することもできる。

② 金融商品時価開示適用指針（時価開示）

今回追加された金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する開示項目については、適用初年度の比較情報は不要である。

なお、改正後の金融商品会計基準を年度末の財務諸表等から適用する場合の適用初年度は、調整表の注記を省略することも可能である。

③ その他の会計基準等

新たな会計方針を、将来にむかって適用する。時価算定会計基準及び時価算定適用指針のような遡及適用は用意されていない。

なお、適用初年度には、四半期財務諸表において時価のレベルごとの残高の注記は不要としている。

IV. おわりに

本会計基準等は、金融機関だけでなくすべての企業に関係するものであり、金融商品の時価の算定方法について見直しが必要となる可能性がある。また、本会計基準等は時価をどのように算定すべきかを定めるものであり、どのような場合に金融商品を時価で算定すべきかを定めるものではないが、時価の定義を変更したこと等の影響により、一部の金融商品において、時価を算定する金融商品の範囲に影響する改正もなされていることにご留意いただきたい。

なお、投資信託等の時価の取扱いについては、本会計基準等の公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととしており、引き続き、会計基準の開発の動向に注視していただきたい。